

児童の権利・こども基本法を 尊重する私たちの療育サポート

私たちは『こどもの最善の利益』を第一に、こどもたちの幸せと生活が守られ、差別されることなく、愛され、保護される権利と基本的な人権が守られる療育サポートを心がけます。そうしたサポートを通して子どもたちの自己肯定感と非認知能力を育てていきます。

すべての子どもは、命を大切にされ、可能な最大限の発達を保障される権利を持っています。子どもにもっともよいことは何かを第一に考えていきます。

子どもの権利条約第3条「子どもの最善の利益」より

- ◆ 子どもたちが十分かつ安全に生活できる環境を保障し、一人一人に対する心の安定の場となるようにする。
- ◆ 生活において子どもたちの自主性を大切にし、主体的な生活を送りながら「強み」を引き出していける活動を工夫する。

すべての子どもは、性、家庭環境、外見上の違いなどによって差別されることなく、子どもとしての権利を尊重、保障され、子どもの発達に応じた親（保護者）の指導を尊重します。

子どもの権利条約第2条「差別の禁止」・5条「親の指導の尊重」より

- ◆ 「男／女だから」といった言葉使いや決めつけをしない。
- ◆ 家庭環境等に応じてそれぞれの良さを受け止め、子どもの成長を喜び合い将来に向け考え、手だてを工夫する。

すべての子どもは、自由に自分の考えを表す権利をもっています。それは言葉にならないことばも含めて「声を聴いてもらう権利」でもあります。そうした思いや考えは、子どもの発達に応じて十分配慮されなければなりません。

子どもの権利条約第 12 条「意見を表す権利」・13 条「表現の自由」より

- ◆ 虐待防止マニュアルに基づき、身体的・精神的虐待は決して行わない。
- ◆ 個人の観点で大切だと思えても、無理に「～させる」という強制にならないよう、子どもの声に耳を傾けて柔軟な対応を心がける。
- ◆ “できる、できない”にとらわれず、子どもの頑張ろうとする気持ちや課題、目に見えない心の成長を多面的に支援していく。
- ◆ 子どもの意見を封じる「命令」「禁止」語（「～しなさい」「～はダメ」）は使わず、子どもの表現を肯定的に捉えながら共感し丁寧な言葉かけを行う。
- ◆ 子どもが「自分で選び、決める」機会を十分に保障する。

すべての子どもは、プライバシーの権利をもち、他者から自尊心を傷つけられない権利があります。

子どもの権利条約第 16 条「プライバシー・名誉の保護」より

- ◆ 子ども自身が他者に知られたくないであろうことは守秘する。
- ◆ 子どもの前で保護者の否定的なことを話題にしたり、児童や保護者に関わることを外部に漏らしたりしない。（関係機関連携などにおいては、この限りではない。）
- ◆ 愛情と敬意をもって、名前を呼ぶ。（呼び捨てにはしない。）
- ◆ 自尊心を傷つけるような言動や否定的なことば、おどすような言葉をかけない。

一人一人の特性に合わせて、尊厳が守られるなかで自立や社会参加、生活や教育、訓練、サービスを受ける権利がある

子どもの権利条約第23条「障がいのある子ども」より

- ◆ 一人一人の「強み」を引き出していけるよう、関係機関との連携を図りながら、将来にむけた可能性を明るく照らせる療育サポートをしていきます。
- ◆ 支援内容においては、5領域をすべて含めた総合的な支援を行います。

5 領域

【健康・生活】 “一日のスケジュールの中での生活”

基本的な生活スキルの獲得や生活習慣の形成。健康状態の維持。

【運動・感覚】 “体軸体操、感覚統合トレーニング”

運動・動作の基本的技能の向上。感覚の特性への対応。

※体軸体操は予防医学に基づいた子どもの健康作りのための文部科学省認定の体操プログラムです。

【認知・行動】 “制作活動、微細運動、買いもの体験”

空間・時間、数等の概念形成の獲得。外部環境の適切な認知と適切な行動の獲得

【言語・コミュニケーション】 “異年齢での集団生活、日直活動”

言語の受容と表出。人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得。

【人間関係・社会性】 “自由時間での人との関り、はじまりの会などでのメリハリ”

自己の理解と行動の調整。仲間づくりと集団への参加。

一般社団法人エクシオライフ

児童発達支援・放課後等デイサービス

